

粕毛漁業協同組合
内共第 2 1 号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、粕毛漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は刺し網、投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は刺し網、投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模・条件
刺し網	全長 4 m 以下、径10mm以上
投網	全長 3 m 以下、径10mm以上

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ (竿釣・友釣)	7月1日から10月31日まで
あゆ (投網・刺し網)	8月10日から10月31日まで
あゆ (がら掛け)	9月1日から10月31日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中及び漁法では、遊漁をしてはならない。

区域	期間・漁法
藤琴川と米代川合流点より、高岩橋までの区域	9月15日から10月15日まで
藤琴川及び粕毛川の全域	通年網漁法禁止
森林生態系保護地域（世界遺産地域核心地域及び緩衝地域）内の粕毛川本流及び支流	通年禁止
一取沢林道の十文字沢渡河点から上流の粕毛川本流及び支流	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ・いわな・やまめ	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中学生のときは無料とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣・友釣	日券1,000円 年券6,000円
	投網・刺網	日券2,500円 年券8,000円
	がら掛け	日券2,000円 年券4,000円
いわな・やまめ	竿釣	日券1,000円 年券6,000円
うぐい	竿釣	日券1,000円 年券6,000円
	投網	日券2,500円 年券8,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

ア 販売店

(1) 桂田商店

藤里町粕毛字春日野22

(2) たまっこ屋

藤里町藤琴字里栗9

(3) 白神山地森のえき（粕毛漁協事務所）

藤里町藤琴字里栗38-2

(4) レストハウス白神

藤里町粕毛字南鹿瀬内

(5) ファミリーマート秋田二ツ井町店

能代市二ツ井町小槻ノ木9

(6) 自然倶楽部

能代市二ツ井町切石字鳥坂1-1

(7) つりけん	能代市二ツ井町五千刈 4 6 - 5
(8) ローソン二ツ井町店	能代市二ツ井町三千刈 8 5 - 1
イ 漁場監視員遊漁券販売者	
(1) 小山 清幸	藤里町粕毛字清水岱 7 - 6 9
(2) 斎藤 正志	藤里町藤琴字町尻 8
(3) 佐々木 正博	能代市二ツ井町字上野 6 8 - 1 3
(4) 畠山 明	能代市二ツ井町種字与作沢出口 4 1 - 3
(5) 斎藤 凡一	藤里町粕毛字西熊の岱 1 1 1 - 2
(6) 和田 政利	能代市二ツ井町字仁鮎字大川反 1 6
(7) 石岡 要造	藤里町藤琴字家の後 5 5 - 1
(8) 市川 市治	藤里町藤琴字木賊森 1 0 7
(9) 市川 直樹	藤里町藤琴字大関添 3 - 2
(10) 飯坂 勝信	能代市二ツ井町グミの木 5 8 - 4
(11) 永塚 博	能代市二ツ井町荷上場字館の下 1 7 - 5
(12) 正木 一夫	能代市二ツ井町仁鮎字中台 1 6 - 1

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 漁協は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第 9 条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第 2 条、第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の 1 年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第 1 号から内共第 2 5 号まで (ただし、内共第 1 3 号、内共第 2 2 号を除く)

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（１年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	２０，０００円

２ 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（１）秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

３ 第１項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２ 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

３ 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

４ 遊漁者は、次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

区 域
藤琴川と米代川合流点より、高岩橋までの区域
藤琴川及び粕毛川の全域

５ 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24 年法律第267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （１）氏名
- （２）有効期間
- （３）注意事項
- （４）その他必要な事項
- （５）発行者名

（違反者に対する措置）

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（外来魚の再放流の禁止）

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

（雑則）

第14条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

（付則） この規則は、令和８年１０月２１日から施行する。